

復 興 整 備 計 画  
（第4回変更）

田 野 畑 村・岩 手 県

平成25年8月27日

## 1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

田野畑村の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

## 2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① 「二度と津波で人命を失わない」を合言葉に、高台移転や防災機能の強化などにより安全で安心な居住地の確保を図ります。
- ② 避難路の充実と避難場所の安全確保、二線堤の検討、小中学校等での防災教育、避難訓練の実施、自主防災組織の再構築や新たな結成による地域防災力の強化など、ハードとソフト両面を組み合わせた多重防災型の地域づくりを進めます。
- ③ 新たな集落の形成にあたっては、コミュニティの維持・強化に配慮するとともに、隣接集落との協調にも意を注ぎます。また、住宅の自主再建が難しい高齢者等も集落内に居住できるよう災害公営住宅を配置し、多世代が住みあう工夫も含めて、高齢者等に配慮した集落形成を推進します。
- ④ 浸水エリアについては、防災機能の強化により一定の安全性を確保したうえで水産施設や各種公益施設等を整備し、魅力と活気あふれる地域の創生を目指します。
- ⑤ 津波による被害を受けた地区の農地については、土壌分析等の取り組みを継続することにより農作物の安定的な生産高の回復を図ります。津波による被害を受けなかった地区の農地については、露地野菜や施設野菜などを組み合わせた基本的な営農類型へと誘導し、安定生産・安定販売を目標に、県等の関係機関と調整しながら事業展開を図ります。

## 3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

### (1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

- ・ 被災した漁港周辺については、漁港施設用地の嵩上げ、津波避難路の整備等を行うとともに、共同利用倉庫や水産加工施設等を再配置し、水産業の6次産業化を推進します。
- ・ 防潮堤の復旧に際しては、越流した場合でもできるだけ持ちこたえられる粘り強い構造にするとともに、堤内低地エリアでは被災宅地等を活用し、不足していた野積場用地や公園、緑地を整備し、防災・減災機能の強化を図ります。
- ・ 安全で安心な居住エリアを確保するため、被災した住居を浸水域外の集団移転予定地に移転させるとともに、その移転先においては災害公営住宅も併せて整備します。
- ・ 三陸鉄道の復旧に合わせ、流失した島越駅を移転新築してコミュニティの拠点エリアと位置づけ、併せて駅前広場及び地区コミュニティ関連の公益施設や商店などを配置します。
- ・ 津波による被害を受けた明戸地区の農地については、土壌分析等の取り組みを継続することにより農作物の安定的な生産高の回復を図ります。
- ・ 地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されるが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定します。

### (2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照。）

#### ① 明戸地区

- ・ 漁業復興エリアにおいては、水産業協同利用施設復旧整備事業により普代村と共同利用するサケふ化場を復旧整備し、水産業の早期復興を図ります（A地区）。
- ・ 公園・緑地復興エリアにおいては、防災機能の強化に配慮しながら被災したキャンプ場と健康増進交流施設の復旧を図ります（G地区）。

- ・ 漁業集落復興エリアにおいては、集落前面にある村道（H道路）の嵩上げや生活基盤の整備等を行い、防潮堤、防潮林、公園・緑地施設と相まって防災機能の強化を図ります。
- ・ 防災林復興エリアにおいては、倒壊した防潮堤に代わり新たに整備される防潮堤兼用道路（L地区兼K道路）背後地に、流失した防潮林を復活させ、防潮機能の強化を図ります。
- ・ 農業復興エリアにおいては、津波による被害を受けた農地において農作物の安定的な生産高を回復するための取り組みを行うほか、今後も農地として利用します。

② 羅賀地区

- ・ 商業・コミュニティ復興エリアにおいては、旧羅賀小学校跡地へのコミュニティセンター機能の再建を検討するとともに、住民生活を支える商業機能の立地を誘導し、田野畑駅から旧小学校までのコミュニティエリアとしての一体感を強化します。
- ・ 漁業復興エリアにおいては、漁業集落防災機能強化事業により漁港施設の用地の嵩上げや、ワカメ等の養殖1次加工処理施設、野積場、共同利用倉庫、漁具資材修理保管施設用地を造成するほか、津波避難路の整備等を行います。
- ・ 漁業集落復興エリアにおいては、漁業集落防災機能強化事業により集落道や避難路、水産飲雑用水、排水処理施設、公共施設用地整備など生活基盤の整備等を行う（B地区）とともに、被災した住居を浸水域外の集団移転予定地（C地区）に移転させるほか、災害公営住宅整備事業により災害公営住宅を整備します（D地区）。
- ・ 公園・緑地復興エリアにおいては、防潮堤を越流した津波の遊水地機能を持たせるため、親水広場や緑地、多目的なレクリエーションに対応できる芝生広場、震災メモリアル公園等を整備します。

③ 島越地区

- ・ 商業・コミュニティ復興エリアにおいては、三陸鉄道の流失した高架式鉄道の盛り土形式での復旧に合わせ、同じく流失した島越駅を河川対岸の鉄道敷高さまで盛り土する場所に移転新築する（J地区）とともに、併せてコミュニティ機能及び商業機能の再建を図ります。
- ・ 漁業復興エリアにおいては、漁港施設の用地の嵩上げやワカメ等の養殖1次加工処理施設、野積場用地、共同利用倉庫、漁具資材修理保管施設のほか津波避難路の整備等を行います。
- ・ 漁業集落復興エリアにおいては、漁業集落防災機能強化事業により集落道や避難路、水産飲雑用水、排水処理施設、公共施設用地整備など生活基盤の整備等を行うとともに、被災した住居を浸水域外の集団移転予定地（E地区）に移転させるほか、災害公営住宅整備事業により災害公営住宅を整備します（F地区）。
- ・ 公園・緑地復興エリアにおいては、防潮堤を越流した津波の遊水地機能を持たせるため、親水広場や緑地、多目的なレクリエーションに対応できる芝生広場、震災メモリアル公園等を整備します。

④ 机地区

- ・ 漁業復興エリアにおいては、番屋群再生事業により番屋を整備し、水産業の早期復興を図るとともに、同番屋を活用した体験型観光を推進します（I地区）。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業		

(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業		
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	H道路	事業名称：明戸地区まちづくり連携道路整備事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度 種類：道路事業
	K道路	事業名称：主要地方道岩泉平井賀普代線地域連携道路整備事業 実施主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：道路事業
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	A地区	事業名称：サケふ化場整備事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	B地区	事業名称：平井賀漁港地区漁業集落防災機能強化事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成27年度
	C地区	事業名称：平井賀漁港地区漁業集落防災機能強化事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成27年度
	D地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（羅賀地区） 実施主体：田野畑村

	実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成25年度
E地区	事業名称：島越漁港地区漁業集落防災機能強化事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成27年度
F地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（島越地区） 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成25年度
G地区	事業名称：田野畑村マレットゴルフ場整備事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
I地区	事業名称：机浜番屋群再生事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
J地区	事業名称：島越漁港地区漁業集落防災機能強化事業 実施主体：田野畑村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度
L地区	事業名称：明戸地区海岸河川等災害復旧事業 実施主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）	
平成24年度～平成27年度	
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）	

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積 (ha)		備考
					拡大	縮小	
1	その他施設の整備に関する事業	A地区	保安林	解除	—	0.8529	
2	その他施設の整備に関する事業	C地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	6 (5.56)	
	その他施設の整備に関する事業	D地区	地域森林計画区域	変更	—	5.56	
3	その他施設の整備に関する事業	E地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	5 (5.17)	
	その他施設の整備に関する事業	F地区	地域森林計画区域	変更	—	5.17	
4	その他施設の整備に関する事業	G地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	4 (3.53)	<p>[保健保安林について]</p> <p>代替保安林の指定については、復興整備事業の事業区域周辺において生活基盤の復興を優先させるため、当該復興整備事業を着手するまでに代替保安林を指定することは困難であること。</p> <p>代替機能を有するものについては、明戸地区キャンプ場整備事業によりマレットゴルフ場整備のために保安林の指定を解除する面積（1.7076ha）を超える森林及び緑地の造成を計画していること。</p>
			地域森林計画区域	変更	—	3.53	
			保安林	解除	—	1.7076	
5	都市施設の整備に関する事業	H道路	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	1 (1.47)	
			地域森林計画区域	変更	—	1.47	

6	その他施設の整備に関する事業	I 地区	保安林	解除	—	0.1664	
7	その他施設の整備に関する事業	J 地区	保安林	解除	—	0.0266	
8	都市施設の整備に関する事業	K 道路	土地利用基本計画の森林地域	変更	二	2 (2.02)	<u>K道路については、L地区の兼用工作物であり、一体で事業施行するものであることから、土地利用基本計画の変更等についても一体での処理とすること。</u>
			地域森林計画区域	変更	二	2.02	
	その他施設の整備に関する事業	L 地区	保安林		二	1.1133	

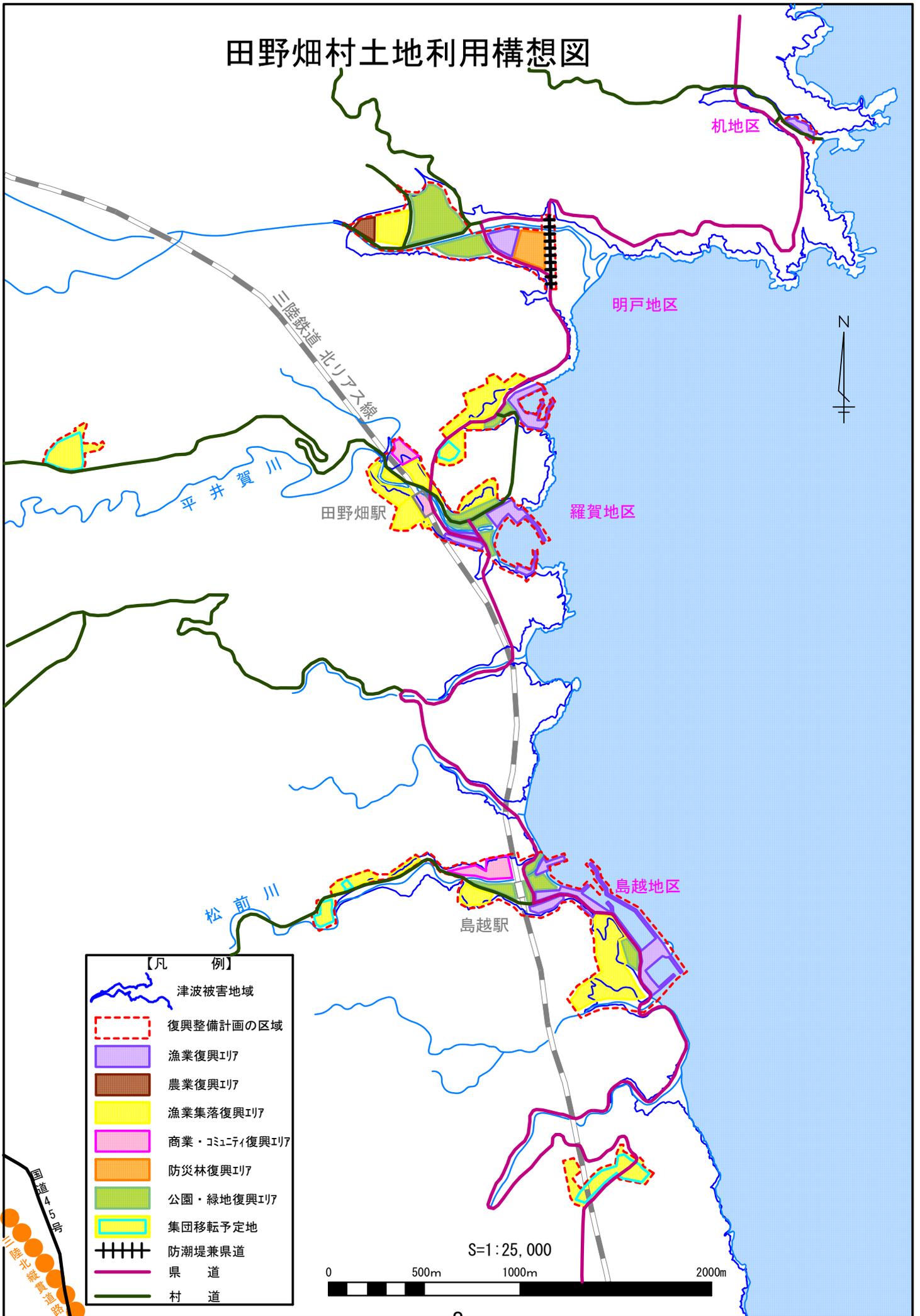
- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理番号	事業区分	図面記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園法	漁港漁場整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	その他施設の整備に関する事業	B地区					○						

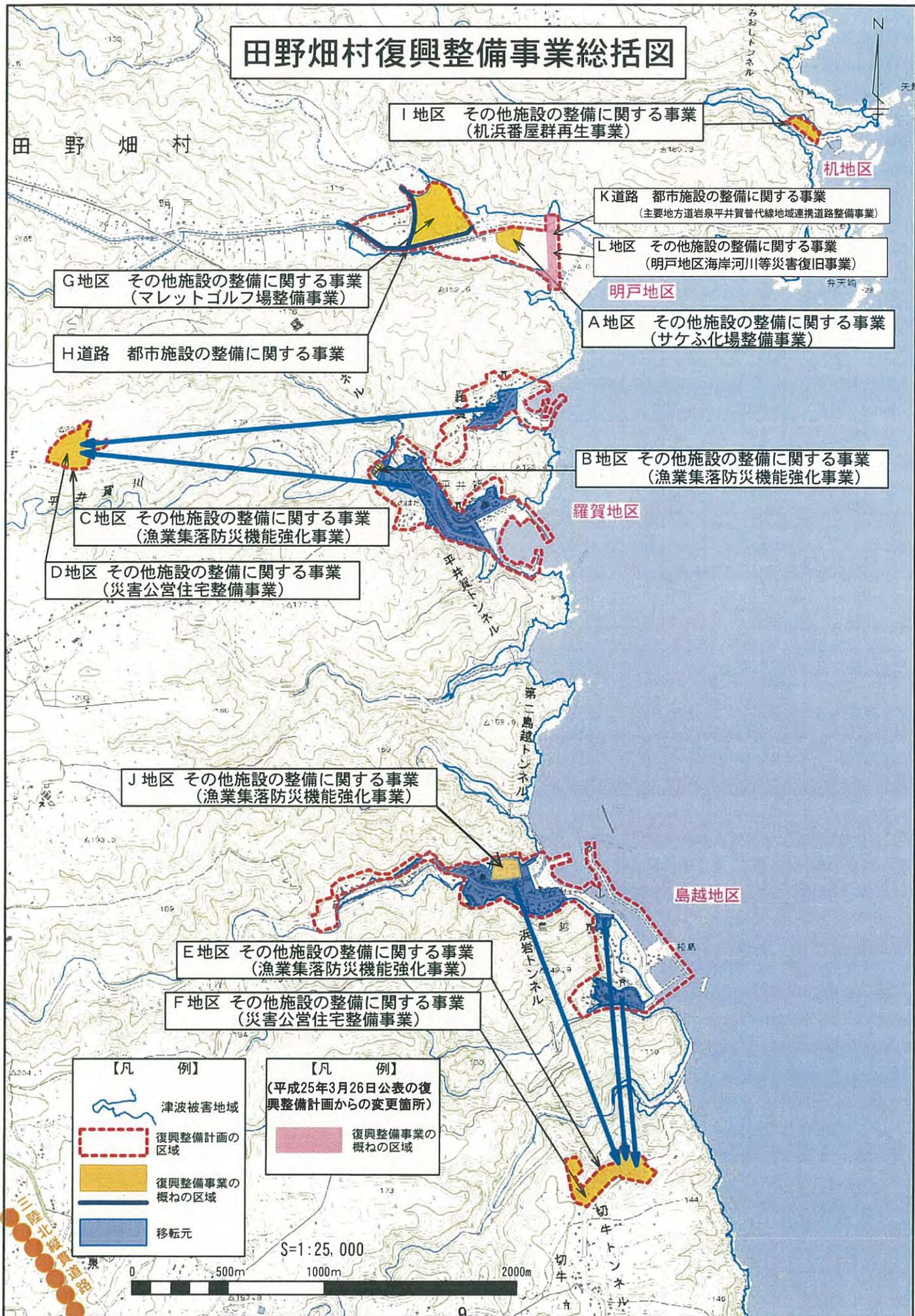
- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。  
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。  
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する

# 田野畑村土地利用構想図



- 【凡 例】
- 津波被害地域
  - 復興整備計画の区域
  - 漁業復興エリア
  - 農業復興エリア
  - 漁業集落復興エリア
  - 商業・コミュニティ復興エリア
  - 防災林復興エリア
  - 公園・緑地復興エリア
  - 集団移転予定地
  - 防潮堤兼県道
  - 県道
  - 村道

# 田野畑村復興整備事業総括図



## 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)				変更部分の地目現況(ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置(予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積(ha)	縮小面積(ha)	他地域との重複		細区分の指定状況		白地地域の増減	地目				
					名称	面積	名称	面積		地目				面積
8	田野畑森林地域 (14-6)	田野畑村 (明戸地区)		2	公	2	公特	2		森林	2	地域連携道路整備事業及び海岸河川等災害復旧事業による施設整備に伴い、森林でなくなる見込みであり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	久慈・閉伊川地域森林計画の変更	
合計			0	2										

### 【記載上の注意事項】

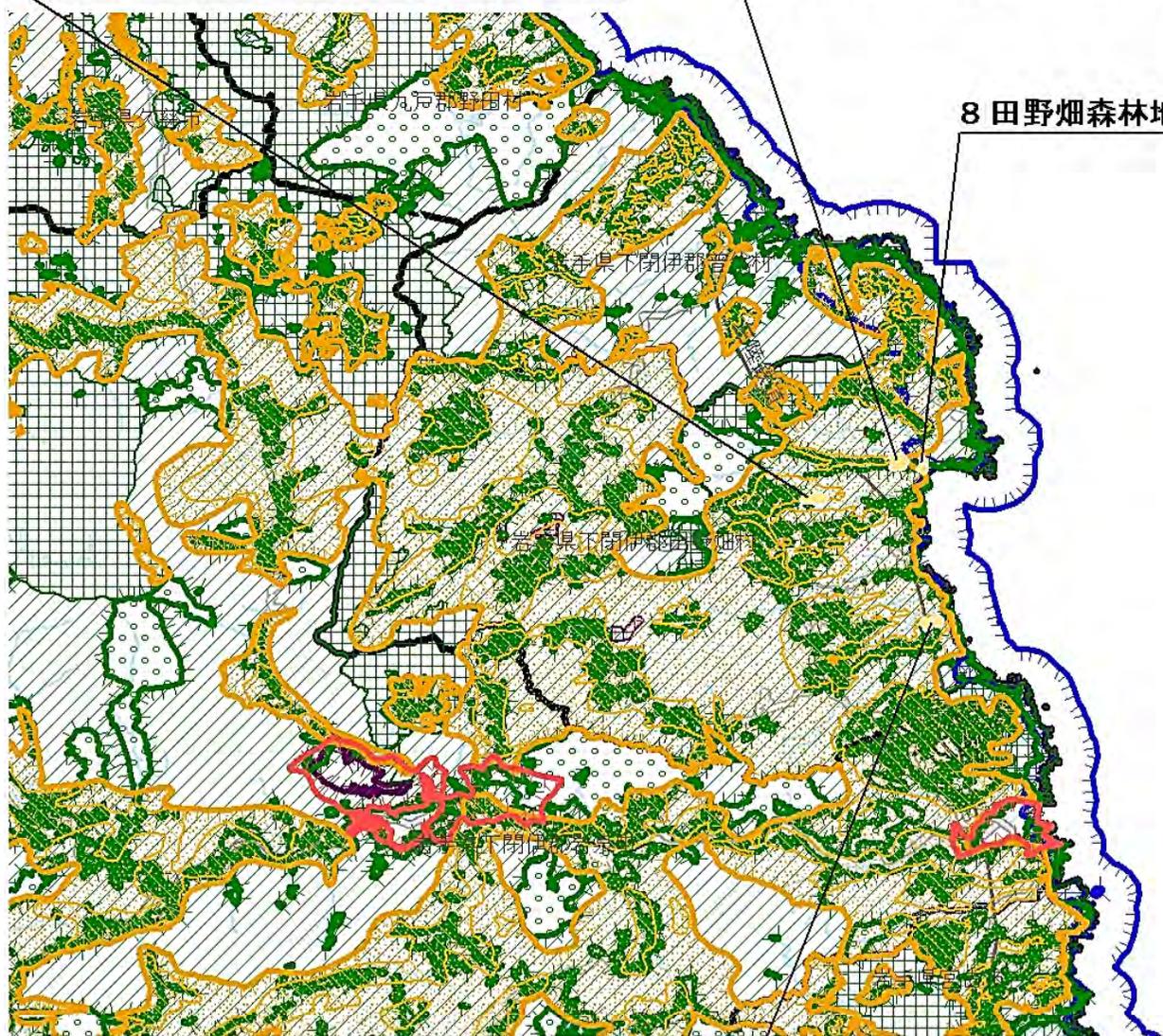
- 1) 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 2) 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:〇〇都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 3) 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載する。
- 4) 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。
- 5) 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 6) 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 7) 「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 8) 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質を明らかにしつつ、土地利用又は土地取引の動向からみた必要性について記載する。また、細区分の設定の考え方、関連する事業計画等を明らかにしつつ、当該地域の土地利用(開発、整備、保全)の基本的方向に関する事項を括弧書きで併せて記載する。なお、新たに複数の地域区分を重複させる場合には、その必要性についても記載する。(例:開発を抑制するために〇〇法の〇〇区域も指定する)
- 9) 「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 10) 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:〇〇農政局〇〇課に〇月〇日文書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。)

# 変更位置図2～5、8(基本計画図14-6)

(変更済)2 田野畑森林地域(縮)(羅賀地区)

(変更済)4、5 田野畑森林地域(縮)(明戸地区)

8 田野畑森林地域(縮)(明戸地区)



(変更済)3 田野畑森林地域(縮)(鳥越地区)

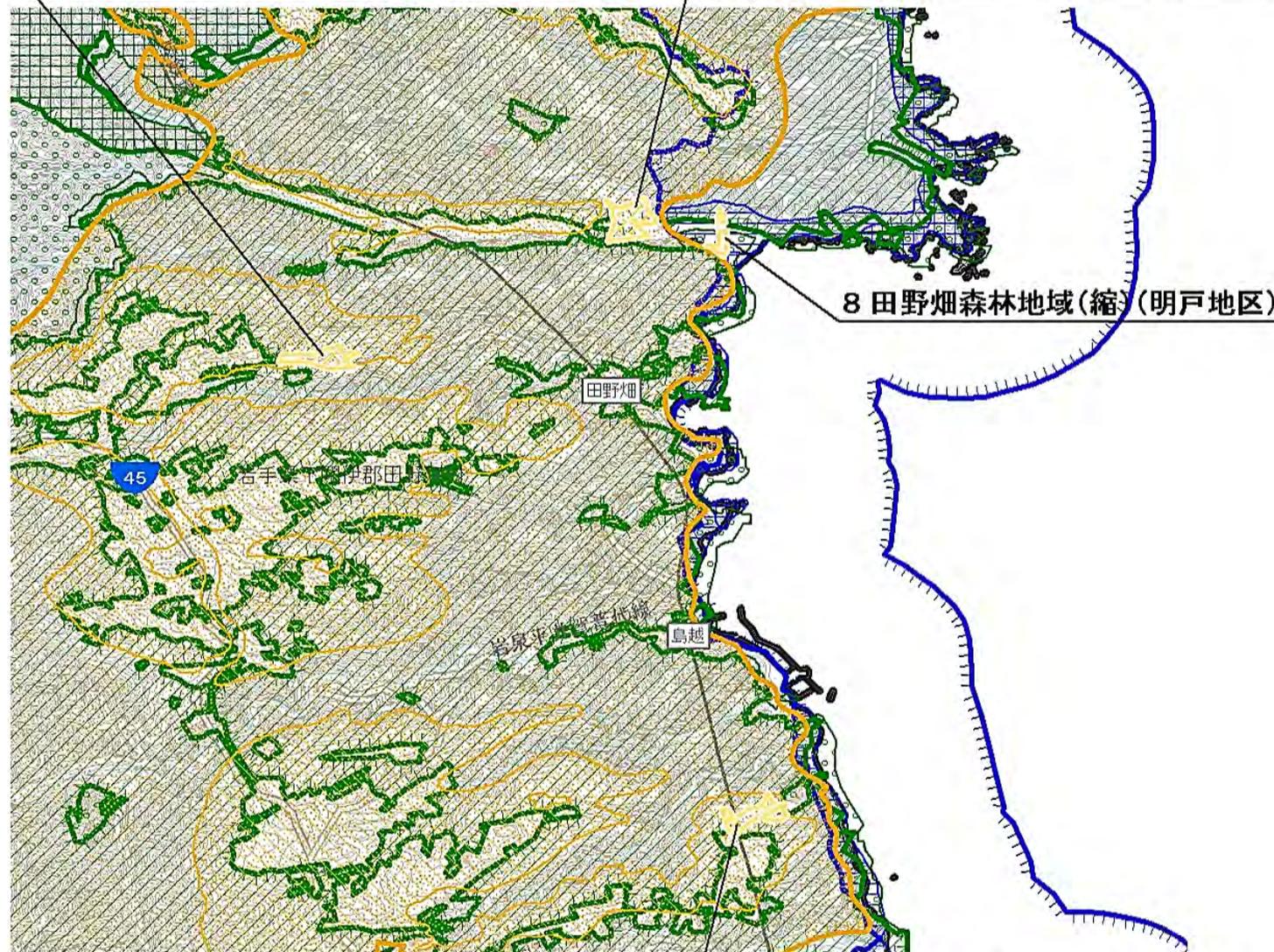


(S=1:200,000)

# 変更区域図2～5、8(基本計画図14-6)

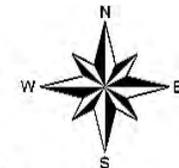
(変更済)2 田野畑森林地域(縮)(羅賀地区)

(変更済)4、5 田野畑森林地域(縮)(明戸地区)



8 田野畑森林地域(縮)(明戸地区)

(変更済)3 田野畑森林地域(縮)(鳥越地区)



- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区
- 行政区画
- 都道府県界
- 郡市・東京都の区界
- Dashed black line"/> 町村・指定都市の区界
- Dotted black line"/> 不明
- 空港
- 港湾
- 駅名
- Blue line with cross-ticks"/> 新幹線
- Black line with cross-ticks"/> JR在来線
- Black line with diagonal ticks"/> その他鉄道
- Thick black line"/> 高速道路
- Thin black line"/> 一般国道
- Thin black line"/> 主要地方道
- Blue line"/> 河川
- Blue area"/> 湖沼
- Grey area"/> 建築物
- Grey line"/> 等高線
- Black line with ticks"/> 海岸線
- Thick black line"/> 岩手県行政界
- Thin black line"/> 青森県行政界
- Thin black line"/> 宮城県行政界
- Thin black line"/> 秋田県行政界
- Thin black line"/> 山形県行政界

(S=1:50,000)

様式第5 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた  
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

復興整備計画に記載する事項

久慈・閉伊川地域森林計画区

単位 ha

区 分		変更前森林面積	変更後森林面積	備考
総 数		241,216	<u>241,214</u>	
市 町 村 別 内 訳	宮古市	82,460	82,460	
	山田町	10,010	10,010	
	岩泉町	61,164	61,164	
	田野畑村	11,867	<u>11,865</u>	<u>△2.02ha</u>
	久慈市	42,242	42,242	
	洋野町	22,703	22,703	
	野田村	5,033	5,033	
	普代村	5,736	5,736	

注1 市町村別に記載するほか、森林計画区ごとに変更前と変更後の森林面積の合計を記載する。

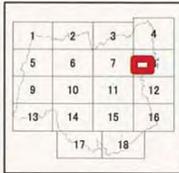
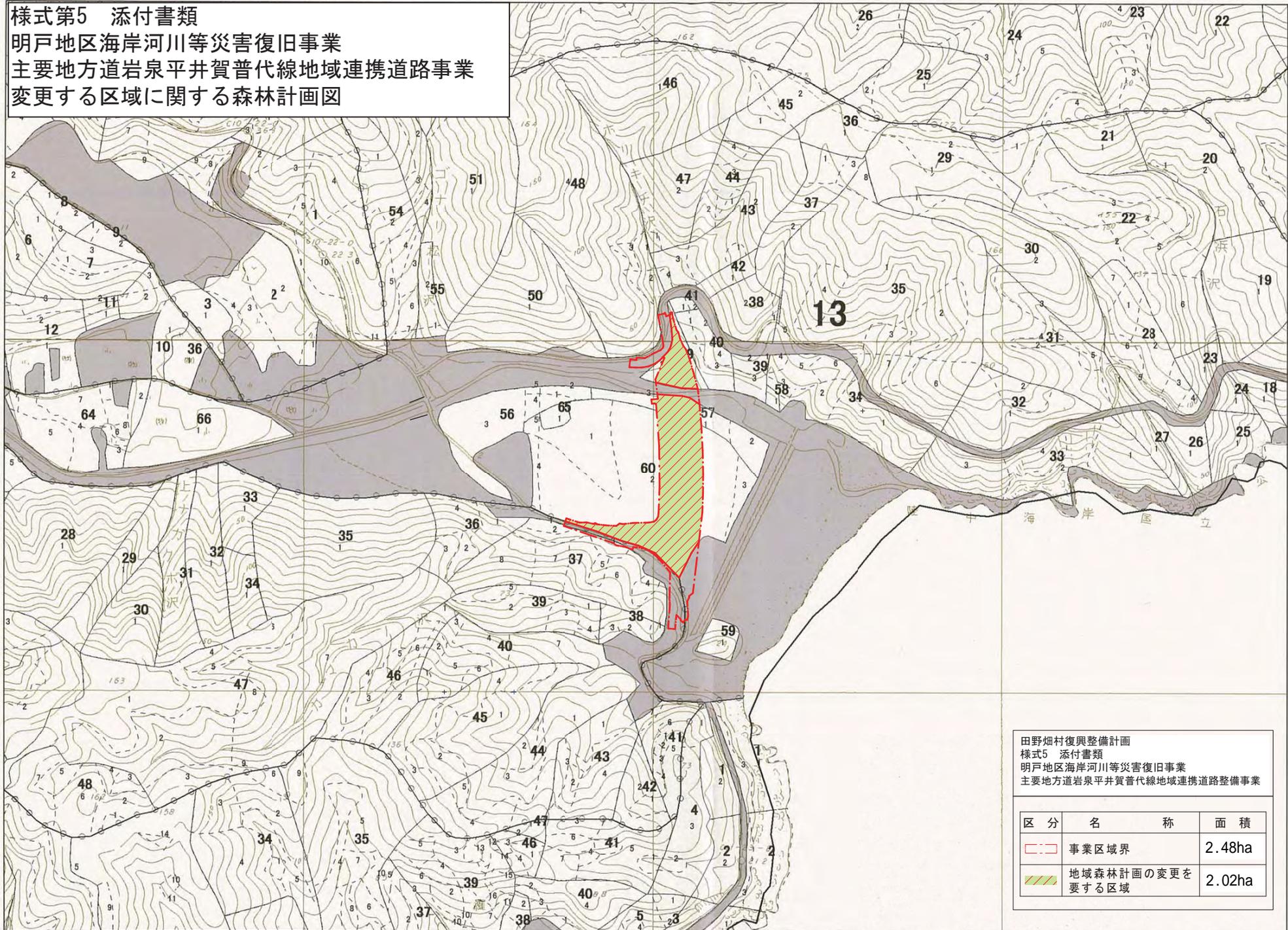
注2 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする旨記載する。

注3 単位未満を四捨五入しているため、変更前後の森林面積及び市町村別内訳の合計と総数は一致しないことがある。

添付書類

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知）の附録第6号により作成した変更する区域に係る森林計画図。

様式第5 添付書類  
 明戸地区海岸河川等災害復旧事業  
 主要地方道岩泉平井賀普代線地域連携道路事業  
 変更する区域に関する森林計画図



凡例

- スギ1-15
- スギ16-35
- スギ36-
- スギ(混)
- アカマツ1-15
- アカマツ16-35
- アカマツ36-
- アカマツ(混)
- カマツ1-15
- カマツ16-35
- カマツ36-
- カマツ(混)
- その他針葉樹1-15
- その他針葉樹16-35
- その他針葉樹36-
- その他針葉樹(混)
- その他広葉樹
- その他
- 水土保全林
- 森林と人の共生林
- 資源の循環利用林
- 林班
- 小班
- 施業班

田野畑村復興整備計画  
 様式5 添付書類  
 明戸地区海岸河川等災害復旧事業  
 主要地方道岩泉平井賀普代線地域連携道路整備事業

区分	名称	面積
	事業区域界	2.48ha
	地域森林計画の変更を要する区域	2.02ha



0 100 200 300 400 500メートル

14  
 ・「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」  
 ・「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた  
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所在				復興整備事業の 名称及び種類	面積	備考
市町村	大字	字	地番			
田野畑村		明戸	216 ほか	名称：明戸地区海岸河川等災害復旧事業 種類：その他施設の整備に関する事業	2.02	事業区域 2.48ha うち対象森林 2.02ha 開発行為 2.02ha
				名称：主要地方道岩泉平井賀普代線地域連携道路整備事業 種類：都市施設の整備に関する事業		
合計					2.02	

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

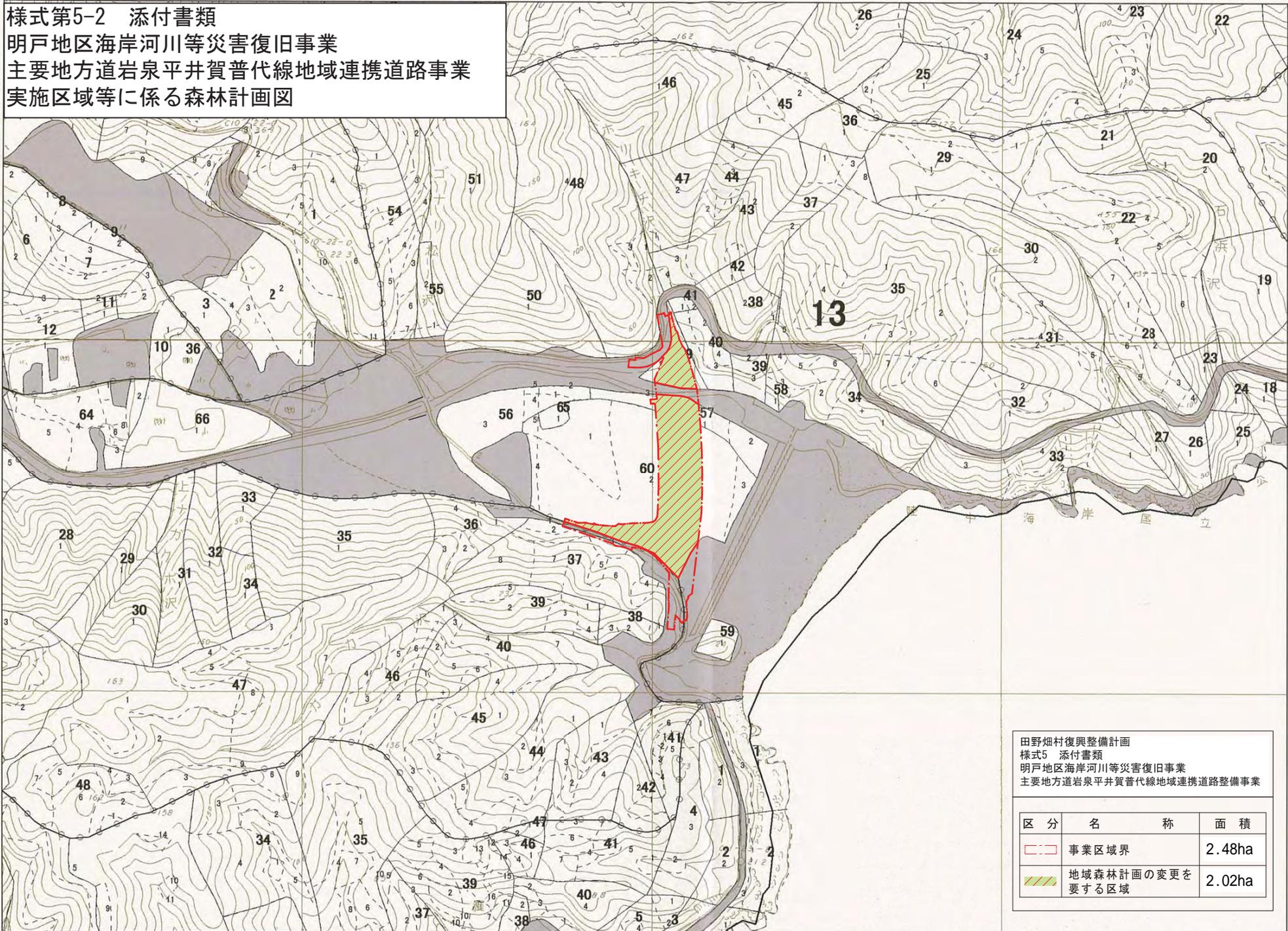
注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 復興整備事業に関する事項が記載された書面

様式第5-2 添付書類  
 明戸地区海岸河川等災害復旧事業  
 主要地方道岩泉平井賀普代線地域連携道路事業  
 実施区域等に係る森林計画図



- 凡例
- スギ1-15
  - スギ16-35
  - スギ36-
  - スギ(混)
  - アカマツ1-15
  - アカマツ16-35
  - アカマツ36-
  - アカマツ(混)
  - カマツ1-15
  - カマツ16-35
  - カマツ36-
  - カマツ(混)
  - その他針葉樹1-15
  - その他針葉樹16-35
  - その他針葉樹36-
  - その他針葉樹(混)
  - その他広葉樹
  - その他
  - 水土保全林
  - 森林と人の共生林
  - 資源の循環利用林
  - 林班
  - 小班
  - 施業班

田野畑村復興整備計画  
 様式5 添付書類  
 明戸地区海岸河川等災害復旧事業  
 主要地方道岩泉平井賀普代線地域連携道路整備事業

区分	名称	面積
	事業区域界	2.48ha
	地域森林計画の変更を要する区域	2.02ha



・「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」  
 ・「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」



## 添付書類

### 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

[「明戸地区海岸河川等災害復旧事業」「主要地方道岩泉平井賀普代線地域連携道路整備事業」の概要]

- 1 事業実施区域 明戸地区
- 2 事業区域 2.4838ha
- 3 事業内容 防潮堤:N=1 基(L=346m H=10.0m) 県道:L=449m(既設県道すり付け部分含む)
- 4 総事業費 1,300,000 千円
- 5 事業期間 平成 25 年度～平成 27 年度

### 6 事業スケジュール

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
防潮堤建設工事			
県道開設工事			

### 7 周辺地域への影響及び生活への配慮等

法面の長い盛土、切土箇所、必要な箇所にシートを覆い法面の洗掘流出を防止し、土砂の流出防止に努める。また、事業区域外への土砂の流出を防止するため、土側溝を設け必要に応じて浚渫する。

## 様式第6 法第48条第1項第7号関係（保安林の指定又は解除関係）

森林法第26条の2に規定する保安林の指定の解除に関する事項

（注）森林法の特例措置（保安林の指定又は解除）を必要とする場合に記載すること。

森林の所在場所					全面積		要解除 実測面積		備考
市郡	町村	大字 (冠せず)	字	地番	実測				
下閉伊郡	田野畑村	明戸		216	ha 5	2320	ha 1	1133	潮害防備保安林
合計					ha 5	2320	ha 1	1133	

### 添付書類

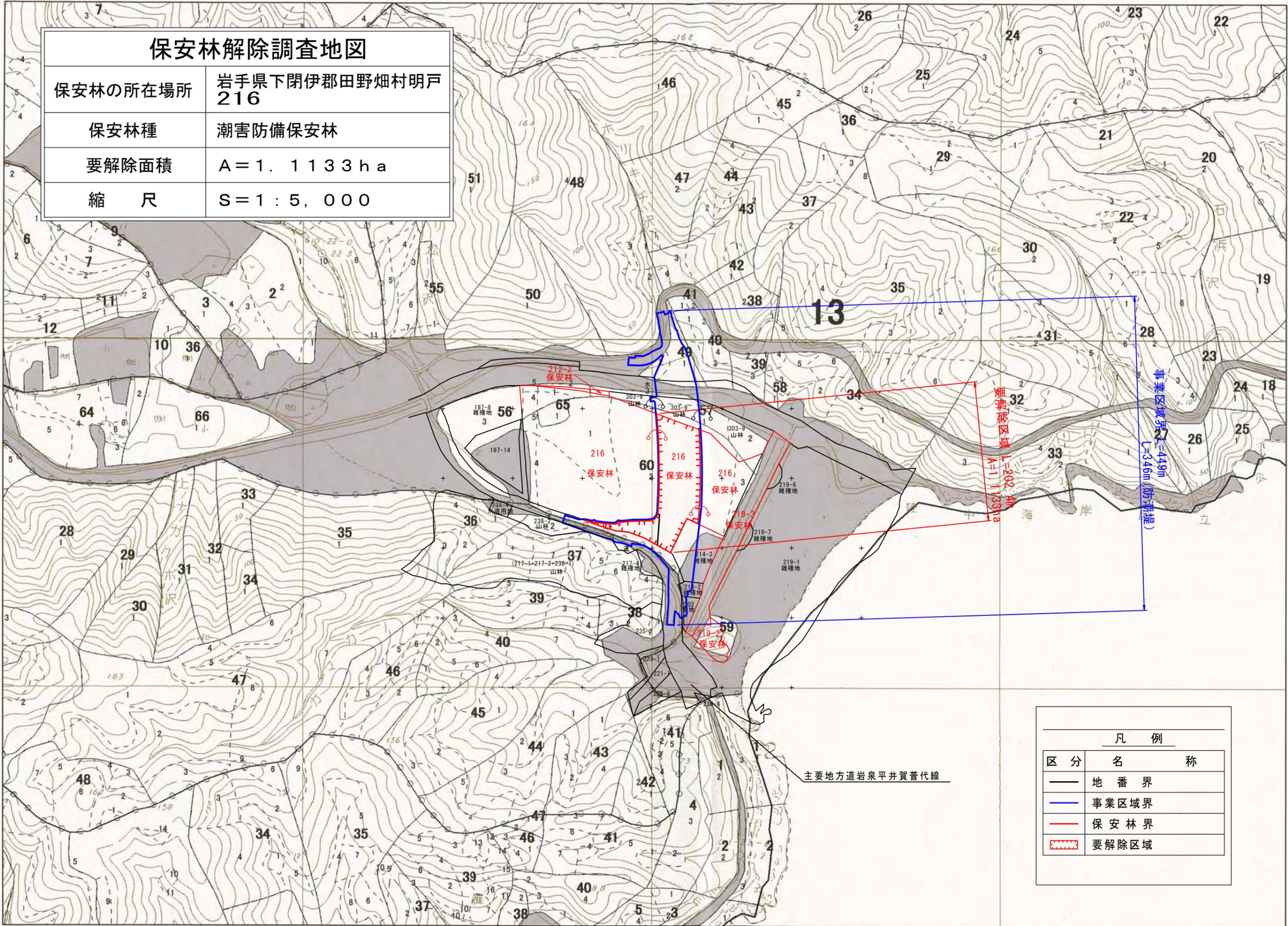
- 1 解除調書
- 2 解除調査地図
- 3 位置図（省略：計画書本体復興整備事業総括図による）
- 4 その他必要な書類
  - (1) 事業計画書（転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書）
  - (2) 代替施設計画書（転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置に関する計画書）
  - (3) 他法令による許認可証書等の種類写し
  - (4) 現況写真
  - (5) 保安林解除図（地積測量図）
  - (6) 事業施設配置図（兼）代替施設配置図
  - (7) その他参考となるべき事項

### 注意事項

- 1 面積は、小数第4位まで記載すること。
- 2 調書及び図面等については、復興整備計画作成マニュアルによるほか、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知）、「保安林指定調書等の様式について」（昭和45年8月8日付け45林野治第1553号林野庁長官通知）その他の関係通知等に準じて事務を処理されたい。

### 保安林解除調査地図

保安林の所在場所	岩手県下閉伊郡田野畑村明戸216
保安林種	潮害防備保安林
要解除面積	A=1.1133ha
縮尺	S=1:5,000



凡例	
区分	名称
—	地番界
—	事業区域界
—	保安林界
- - -	要解除区域



0 100 200 300 400 500メートル

・「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」  
 ・「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

(C)GeoEye (C)日本スペースイメージング(株)

